

<<参考資料>>
鎌倉市の主な施策とその目標について
 (『鎌倉市次期基本計画策定に向けた市民意識調査』別紙)

鎌倉市が平成18(2006)年度に策定した「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画」では、鎌倉市の「6つの将来目標」及び市民や地域の力が十分に発揮されることをめざした「計画の推進」に沿った「政策分野」に基づき、施策を行っています。

今回のアンケートでは、この「政策分野」ごとの「施策」について、市民のみなさんの実感をお伺いすることを目的としているため、参考資料として、この「施策」に対応する「目標」をまとめ、掲載しています。

なお、さらに詳細な鎌倉市の取組については、下記ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

<ホームページURL>

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/sanko-siryu.html>

※市民のみなさんにわかりやすく、答えやすいアンケートとするため、アンケート項目である「施策」については、「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画」における「施策の方針」を基に、集約・文言の修正等を行ったものを掲載しています。あらかじめ、ご了承ください。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
平和・人権	(1)	平和推進事業の充実	・平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神を生かし、平和を基調にした世界に誇れる鎌倉をめざします。
	(2)	人権意識の醸成と施策の充実	・一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・障害・年齢・デジタルデバイド(情報格差)などによる差別を受けることなく、だれもが市民として尊重される社会をめざします。 ・学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら、人権教育の推進をめざします。
男女共同参画社会	(3)	男女共同参画社会の実現へ向けた施策の推進	・男女が社会のあらゆる分野に同等に参画でき、かつ責任を分かち合う社会の実現をめざします。 ・女性に対する相談・自立支援の充実をめざします。 ・男女がともに自立し、支え合う地域社会の実現をめざします。 ・市民、事業者、行政が連携しながら、男女の多様な生き方の実現をめざします。 ・生涯を通じて男女共同参画社会の理解と学習を進めます。
多文化共生社会	(4)	外国籍市民が暮らしやすい環境の整備	・国籍や文化の違いを認め合い、外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。
	(5)	来訪者への対応	
	(6)	国際交流・協力活動への支援	・市民・市民団体の国際交流・協力活動を支援します。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
歴史環境	(7)	史跡の保存・整備	・世界に誇れる貴重な歴史的遺産の保存を図るとともに、整備・活用を進めていきます。
	(8)	文化財の保存	・歴史と文化の伝統に裏打ちされた鎌倉らしさを継承し発展させるため、市民や世界に向けて情報を発信します。
	(9)	伝統芸能・工芸などの保存・継承	・先人から営々と築かれてきた伝統芸能・工芸などの保存・継承に努めます。
	(10)	世界遺産への登録・登録遺産の整備・活用	・豊かな歴史的遺産を守り後世に伝えるため、引き続き、世界遺産登録推薦をめざします。
文化	(11)	市民の文化活動の支援・推進	・市民がこれまで培ってきた文化の伝統に加えて、新たな文化を創造・発信するために、文化活動の振興を図ります。
みどり	(12)	緑の保全等	・都市における緑とオープンスペースの整備・保全に関する総合的な事業を推進し、市民、事業者、来訪者の参加や協力を得て、広域的観点、防災の観点や生態系などにも配慮し、樹林、河川、海浜などの自然環境や景観を可能な限り保全していくとともに、緑量の増大、質の向上と活用に努め、緑豊かな都市づくりをめざすとともに、緑地の適正な管理に努めます。
	(13)	海浜の保全と活用	・総合的視点に立った海浜の保全と活用についての取り組みを、関係機関との調整を図りながら進めます。
	(14)	公園等の整備・管理	・法改正などの状況を踏まえて、より有効な施策を推進します。 レクリエーションスペース、防災空間の確保や緑の創造・啓発など、地域の特性や利用者の利便を踏まえ、公園・緑地の適正な整備・管理に努め、緑とのふれあいの場を創出します。 ・大規模な公園の整備、市民に身近で親しみのある緑のオープンスペースとしての街区公園等の整備と改修を、市民参画・協働のもとに進めます。また、その運営・管理等にも同様な対応を検討し、より適正な管理・運営等が行われることにより、利用者にとって快適な都市空間が享受できるように努めます。
	(15)	野生鳥獣等への対応	・都市における緑とオープンスペースの整備・保全に関する総合的な事業を推進し、市民、事業者、来訪者の参加や協力を得て、広域的観点、防災の観点や生態系などにも配慮し、樹林、河川、海浜などの自然環境や景観を可能な限り保全していくとともに、緑量の増大、質の向上と活用に努め、緑豊かな都市づくりをめざすとともに、緑地の適正な管理に努めます。
都市景観	(16)	良好な都市景観形成事業の推進	<p>・豊かな自然環境と歴史的遺産等が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざします。</p> <p>・都市の歴史を彷彿させ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成をめざします。</p> <p>・地域の貴重な景観資源の保全とともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観形成をめざします。</p> <p>・緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成をめざします。</p> <p>・市民・事業者・NPO等との協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりを積極的に推進します。</p>

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
生活環境	(17)	ごみの発生抑制、循環資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境に対する意識の向上を図るとともに、公害のない清潔で快適なまちづくりをめざします。 ・市民、滞在者、事業者、市が協働して、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物はできる限り再使用または再生利用を推進し、循環型社会の形成をめざします。 ・廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけるゼロ・ウェイスト社会の実現を将来目標とし、減量化・資源化に取り組みます。
	(18)	ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性を最優先に考え、市民負担の軽減を図りつつ、廃棄物を分別排出しやすい環境を整備します。特に、高齢者や子育て世代などの負担の軽減を図ります。
	(19)	まちの美化	<ul style="list-style-type: none"> ・散乱ごみや落書き防止への取り組みは、市民等の連携協力や協働での取り組みが不可欠なため、今後も協働体制の維持、充実を図ります。
	(20)	環境汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会から、最適生産、最適消費、最少廃棄といった環境負荷の少ないまちづくりをめざします。
	(21)	環境保全活動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会をつくるため、市民・事業者・滞在者・行政が役割分担し連携して、地球温暖化対策などの環境保全に取り組みます。
健康福祉	(22)	充実した医療体制の整備・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体・ボランティアと地域住民との協働により、安心して暮らすことができる豊かな地域社会づくりに努めます。 ・市民の急病などに対応するため、救急医療体制の一層の充実をめざします。
	(23)	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・より身近な地域で、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制を充実するとともに、利用しやすい相談・情報収集提供機能の向上をめざします。 ・少子高齢社会を明るく、活力あるものとしていくためには、市民一人ひとりが豊かな生涯を送れるように心身ともに健康な状態を保持していくことが大切です。今後、市民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境の整備を進めていきます。
	(24)	高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者やひとり親家庭などが、地域で安心して暮らせるために、生活全般において多様な支援体制を整備し、自己選択・自己決定が尊重され、一人ひとりの権利が擁護される仕組みづくりを行うとともに、社会参加が促進されるよう市民・事業者・NPO等の理解を図っていきます。
	(25)	障害者福祉の推進	
	(26)	すべての子育て家庭への支援	
	(27)	保育園・幼稚園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅施策と福祉施策の連携を進め、高齢者、障害者やひとり親家庭などが、安心して住むことのできる住宅施策を行うとともに、すべての市民が安心して出かけることができるよう、都市環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進をめざします。
	(28)	失業された方などに対する支援	
学校教育	(29)	安心して学べる安全な学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携して、児童生徒が安心して学べる地域に開かれた安全な学校づくりを進めます。
	(30)	教育内容、教育条件、教育施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ意欲をはぐくむ教育を充実します。 ・鎌倉の特徴である自然環境や歴史的遺産、文化・芸術にふれる教育を推進し、児童生徒の豊かな人間性をはぐくみます。 ・児童生徒に社会性・道徳性を身につかせ、ともに生きる社会づくりの大切さや健やかな心と体をはぐくみます。
	(31)	障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒の教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒のニーズに応じた、きめ細かな教育を充実します。
	(32)	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設については、将来の教育環境の変化に対応し、児童生徒が健康で安全な学校生活を送る場として、また、地域における防災や生涯学習の拠点として整備を進めます。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
生涯学習	(33)	地域に根ざした生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における人と人との出会い、ふれあい、学びあいを推進し、地域団体や市民団体の活動を支援する中で、市民同士のつながりと支え合いを高めるための機会を設けるとともに連帯感やコミュニティ意識の醸成を図ります。
	(34)	多様な学習機会の提供と学習成果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の提供にあたっては、個人の需要と社会の要請のバランスを保つとともに、生きがい・教養・人とのつながりなどの追求と職業的知識・技術の習得の調和を考慮します。 ・多様で幅広い学習情報の収集・提供や学習相談体制の整備、学習コーディネーターなどの人材育成を行い、若者を含めあらゆる層の市民の生涯学習を総合的に支援していきます。 ・学習した成果が就業や社会参加など、さまざまな場面で発揮できるよう民間教育事業者や関係機関と連携を図りながら、職業能力の向上につながる学習機会の提供に努めます。 ・あらゆる場面において市民参画ができる機会・場の拡充と市民、行政、民間教育事業者や関係機関が一体となった効率的・効果的な推進体制を整備します。
	(35)	生涯学習施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的に学習活動を展開できる場の確保と利用しやすく質の高い魅力的な施設づくりを進め、いつでも、どこでも、だれもが気軽に学習できる学習環境を整備・充実します。
青少年育成	(36)	青少年活動の推進、指導・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の地域との連携を深めるため、青少年団体に対する活動を支援し、指導者の育成を図ります。あわせて、地域活動やボランティア活動への参加を支援します。 ・家庭、学校や地域と連携する中で青少年の健全な育成を図ります。 ・安心できる環境の中で子どもたちが遊びや生活を通して自主性をはぐくみ、社会性を身につけられるよう支援します。
	(37)	青少年施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域などでの青少年を取り巻くさまざまな問題に対応するために、相談指導体制の充実と非行防止に努めます。
レクリエーション	(38)	市民スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者までが身近なところで、生涯にわたってそれぞれのライフステージや健康状態に応じて楽しむことができる市民スポーツを振興します。また、そのための活動場所を充実します。 ・海、山など自然とふれあい、自然環境の保全と調和について理解を深めながら行うことができるスポーツの振興を図ります。 ・多様なニーズに対応できる体制づくりや公式競技開催が可能な施設整備を積極的に進めるとともに、施設の広域利用をはじめとしたスポーツに関する多様な情報をネットワーク化し、スポーツを身近なものとしていきます。
	(39)	スポーツ施設の整備と情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体への指導・援助や、地域における指導者の養成と資質向上により、スポーツに対する多様な要望にこたえとともに、健康状態にあったスポーツができるよう、推進体制を整備していきます。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
地域安全	(40)	地震対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波をはじめとする自然災害や事件、事故などの社会的災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、総合的な都市防災の推進に努めます。また、自主防災組織の充実など市民と行政が一体となった防災体制の充実強化や安否情報を含む各種災害の情報収集、提供手段の整備を図ります。
	(41)	風水害対策	
	(42)	防災意識と地域防災力の強化	
	(43)	公共建築物の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の安全を確保するため、既存公共建築物については、適切な維持管理を推進し、その長寿命化を図るとともに、建て替えを含めた維持保全システムを構築します。
	(44)	消防機能の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる消防施設の充実強化を図ります。 ・引き続き、救急救命士を含む救急隊員の質の向上を図り、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発を図ります。また、地震時の同時多発火災等に的確に対応するために、消防力の整備に努めます。 ・当初計画した無線中継局の建設を消防・救急無線のデジタル無線設備の構築として再設定します。 ・消防法の規制を受けなかった一般住宅について、さらに防火対策を推進して火災による被害を少なくするよう努めます。
(45)	防犯活動の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるため、あらゆる機会を通じ防犯意識、規範意識の向上を図っていきます。 ・犯罪のない地域社会を形成するため、市民、行政、警察等が連携しながら地域防犯対策を進めます。 ・犯罪が生じにくい市街地環境づくりを進めるため、公共施設、住環境などの整備等や子どもたちの安全確保づくりを、ハード・ソフト一体となった防犯対策を推進していきます。 	
市街地整備	(46)	拠点地区の都市整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造の主要な要素である緑、市街地構造・土地利用、交通、拠点・ゾーンを踏まえた将来都市像(都市マスタープラン)の実現に向け、隣接市や国・県との連携をはじめ市民、事業者、NPO等と協働して、まちづくりを推進していきます。 ・都市経営の視点に立つとともに、環境負荷の低減にも配慮しながら、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応した創意工夫による市街地整備を進めます。 ・鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域国鉄跡地周辺の3拠点地区の都市整備を推進していきます。
	(47)	既成市街地での都市整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・腰越駅周辺、玉縄地域、北鎌倉駅周辺の地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。 ・既成市街地では、地域の特性に配慮した適正な土地利用の推進を図ります。 ・工業系用途地域内については、現状の工業系土地利用の維持・継承を基本に、土地利用転換に対しては規制誘導を図ります。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
総合交通	(48)	渋滞解消に向けた交通体系の検討	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な交通体系の整備をめざします。 (1) 自然に囲まれた歴史的遺産を後世に継承し、生活道路への通過車両の進入を抑え、安全で快適な市民生活を確保するため、市民、商業者、交通事業者と協働で交通需要管理施策を推進し、地域に根ざした交通体系をめざします。 (2) 大船・深沢など拠点整備が進められている地区については、計画的な駐車場の配置等、自動車交通に対応できる施設を整備するとともに、広域幹線道路へアクセスしやすい交通体系をめざします。
	(49)	公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	
	(50)	交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討し、整備にあたっては、優先順位の高い順から環境に留意し、効果的かつ効率的に進めます。
	(51)	安心して暮らせる交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路への通過車両の進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。
道路整備	(52)	道路の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備の実施に際しては、バリアフリー化や都市景観を考慮した整備に努めます。 道路管理の情報管理システムの構築を図ります。
	(53)	歩行者等に安全な交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路については、歩行者等の安全確保を重視した交通環境の向上をめざし、道路整備を図ります。 市民の安全を守り、快適な生活環境を確立するため、関係機関、団体と連携し、鎌倉市交通安全計画に基づく各種交通安全対策を推進し、交通事故による年間死傷者数の減少をめざします。
住宅・住環境	(54)	若年ファミリー層や高齢者等を対象とした住宅施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 年齢構成バランスに配慮した住まいづくりを進めます。
	(55)	鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造をめざします。
	(56)	災害に強い安全な住環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い安全な住環境の確保をめざします。
下水道・河川	(57)	下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道(雨水)、河川並びに雨水貯留施設整備をさらに推進し、浸水被害の解消をめざします。 下水道の普及をさらに促進させるとともに、市街化調整区域内の生活排水処理をすることにより、生活環境の向上を図ります。
	(58)	浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道(雨水)、河川並びに雨水貯留施設整備をさらに推進し、浸水被害の解消をめざします。
	(59)	河川・水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改築・更新等を推進し、鎌倉処理区の再構築をめざします。
	(60)	水辺環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> 水環境の向上に努め、親水性を高めます。
	(61)	下水道資源(水・熱等)の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 下水道資源(水・熱・汚泥等)の有効利用を図ります。
地域情報化	(62)	情報格差の解消	<ul style="list-style-type: none"> 情報格差に留意しながら、情報技術の恩恵をだれもが実感できる地域社会をつくります。
	(63)	行政情報のセキュリティ対策の強化	
	(64)	行政情報システムの整備充実・職員の活用能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護を図る中で、時代の要求に合わせて効率的かつ効果的に事務事業の情報化を進め、よりよいまちづくりを推進します。

政策分野	アンケート項目となる施策		施策の目標
産業振興	(65)	農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業の経営安定と後継者の育成に努めます。 ・地域に即した都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。 ・土づくりなどを通じて環境にやさしい農業を進めます。
	(66)	沿岸漁業の振興	
	(67)	商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある店舗とにぎわいのある商店街づくりを支援します。
	(68)	地域の特性を生かした商店街づくり	
	(69)	新規成長産業、中小企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業や新規成長産業(医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連など)の集積を進めます。
	(70)	特産物の開発、鎌倉ブランド事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の創業、経営安定、経営革新を支援します。
観光	(71)	ホスピタリティ(※)の向上と観光客のモラル向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と観光客がともに快適に過ごせるまちづくりを進めます。 ※ホスピタリティ…訪問者を丁重にもてなすこと。
	(72)	快適な観光空間の整備	
	(73)	外国人観光客への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある観光資源と新たな地域活力の創造をめざします。 ・自然環境や歴史的遺産の保全・保護を基調とした観光地をめざします。
	(74)	観光を通じた地域の活性化	
勤労者福祉	(75)	福利厚生施設の整備・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者が心身ともに健康で働き続けられるよう、福利厚生制度の充実に努めます。 ・レイ・ウェル鎌倉の有効活用を図ります。
	(76)	技能の奨励、雇用の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・技能奨励事業を進めます。 ・若年層や高齢層などの実態に合った雇用支援策を進めます。
	(77)	労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者の働く環境の向上をめざします。
消費生活	(78)	消費者被害の救済と被害発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害救済の仕組みを整え、また被害発生を防止するために必要な情報と支援を提供していきます。
	(79)	消費生活に関する関連情報と教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市、事業者、消費者がともに手を携え、安全で豊かで環境に配慮した消費生活を築いていきます。
市民参画・協働の推進	(80)	広聴・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな場を通してきめ細かく市民の意見を聴き、的確に市民ニーズを把握するとともに、市民の合意形成を重んじ、政策形成過程への市民参画を図ります。 ・市政への市民の参画と協働を促進するため、わかりやすい行政情報の提供に努めます。
	(81)	まちづくりへの参画・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なニーズに対応した、きめ細かなサービスを行うため、市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
	(82)	情報公開・個人情報保護制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の推進と公文書を保存・公開する仕組みの体制整備を図ります。 ・個人情報保護制度の推進を図ります。
活動の活性化	(83)	地域コミュニティのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における人間的なつながりを大切にした地域のコミュニティの充実を図り、市民自治を着実に推進します。
	(84)	コミュニティ活動の支援	
	(85)	コミュニティ活動の場、ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動やボランティア活動の活性化を図るため、市民意識の啓発に努めるとともに、活動団体への情報提供や活動の場の設定などの支援に努めます。
地域福祉の推進	(86)	地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して豊かな生活を送るためのまちづくりをめざします。

